農振法改正による農用地面積目標の柔軟な運用

奈良県における取組

【担当省庁】

農林水産省

- 本県の可住地面積は、県土の23.1%(面積:全国47位、割合:全 国43位)しかなく、限られた土地の有効活用が、重要な課題。
- 本県の耕地面積は、県土の5.1%にあたる19,000haで、減少傾向にあるが、雇用創出につながる地域振興と農業とのバランスを図りながら、地域経済の活性化につながる農地マネジメントに取り組み、農地の有効活用を推進。

田畑別耕地面積



● 奈良県独自の取組として、平成30年度(2018年)より、市町村・ 地元との協定締結の下、高収益作物への転換や担い手への 農地集積などを集中的かつ優先的に施策を実施するため、農 業振興を図る区域として特定農業振興ゾーンを設定(現9地区)し、農地の有効活用と生産性の向上を図ってきている。

特定農業振興ゾーンの各地区の取組(例)

□ 広陵町寺戸(H30.9設定) 対象面積3.4ha

生産額(百万円) H30: 12 → R4: 20 1.6倍



□ 田原本町八田(H30.9設定)対象面積55ha

生産額(百万円) H30:104 → R4:121 1.2倍 🛹



国にお願いすること

今通常国会で成立した「農業振興地域の整備に関する法律」 の改正法には、都道府県において確保すべき農用地の面積目標 達成に向けた措置の強化が盛り込まれており、都道府県は、市 町村から農用地区域からの農用地の除外に係る協議があった場 合、当該都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがな いと認められるときに限り同意することができるとされている。

しかしながら、地域振興とのバランスを図りながら農用地面積 のみにこだわらず農地の有効活用と生産性の向上に取り組んで きた本県において、農用地面積を基準として、市町村からの農用 地の除外に係る協議があった場合に県が同意できないことは、今 後の農業振興と地域振興のバランスが崩れるおそれがある。

ついては、

- 1 今後、国が「農用地等の確保に関する基本方針」を変更する に当たっては、<u>地方自治体の意見を十分に聴取した上で、地</u> 域の実態を反映したもの</u>となるようお願いしたい。
- 2 農用地面積目標の取り扱いに当たっては、生産性の向上等を 含む地域の実情を踏まえ、<u>農業振興と地域振興のバランスを</u> 図る柔軟な対応が可能となるよう制度設計をお願いしたい。